報告第１６号

報告第十六号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起したので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年九月二十日

江戸川区長　多田正見

訴えの提起調書（総括表）

№1

債権の名称（担当部課）	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	1,080,500 円	5 件
合　　計	1,080,500 円	5 件

訴えの提起調書

債権の名称　江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課　生活振興部地域振興課

№2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	156,500 円	平成30年7月9日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第26558号	平成30年7月13日	平成26年8月4日	213,000 円	原告　江戸川区 被告　江戸川区民　(債務者) 被告　荒川区民　(連帯保証人)
2	98,000 円	平成30年7月9日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第26559号	平成30年7月13日	昭和61年11月12日	200,000 円	原告　江戸川区 被告　江戸川区民　(債務者)
3	196,000 円	平成30年7月9日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第26560号	平成30年7月13日	平成9年5月29日	200,000 円	原告　江戸川区 被告　江戸川区民　(債務者)
4	305,000 円	平成30年7月9日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第27464号	平成30年7月24日	平成8年10月8日	400,000 円	原告　江戸川区 被告　江戸川区民　(債務者)
5	325,000 円	平成30年7月9日	東京簡易裁判所 平成30年(ハ)第27465号	平成30年7月24日	平成9年11月18日	400,000 円	原告　江戸川区 被告　江戸川区民　(債務者)
計	1,080,500 円						

報告第16号